

掲示期間：7.19-7.28

新潟市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年7月19日

新潟市選挙管理委員会

委員長 藤田 隆

#### 新潟市選挙管理委員会訓令第5号

新潟市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

新潟市区選挙管理委員会規程（平成19年3月30日選挙管理委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 告示及び公印（第22条・第23条）」を「第6章 告示（第22条）」に改める。

目次中「第24条」を「第23条」に改める。

第2条第2項中の「推薦」を「推選」に改める。

「第6章 告示及び公印」を「第6章 告示」に改める。

第23条を削り、第24条を第23条とする。

#### 附 則

この規程は、令和6年7月19日から施行する。